入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の申請及び入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事を別々に案件登録しているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに申請書の提出及び入札が必要である。

平成29年7月21日

支出負担行為担当官

熊本防衛支局長　増田　浩之

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　43

○第４号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①　奄美㉙隊庁舎Ａ（奄美地区）新設機械工事

②　奄美㉙隊庁舎Ｂ等（奄美地区）新設機械工事

⑶　工事場所　①②　鹿児島県奄美市

⑷　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

①　隊庁舎Ａ新設（鉄筋コンクリート造地上４階・地下１階建て　延べ面積約9,200㎡）に係る空気調和、換気、自動制御、衛生、給排水、給湯、消火、昇降機、給油設備等　一式

連れ越し費　一式

②・隊庁舎Ｂ新設（鉄筋コンクリート造４階建て　延べ面積約6,700㎡）

・厚生施設新設（鉄筋コンクリート造３階建て　延べ面積約2,800㎡）

・予備発電機室新設（鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積約40㎡）

・警衛所新設（鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積約250㎡）

・哨舎新設（鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積約４㎡）

・医務室新設（鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積約510㎡）

・ブロアー室新設（鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積約10㎡）に係る空気調和、換気、自動制御、衛生、給排水、給湯、消火、ボイラー、給油設備等　一式

連れ越し費　一式

⑸　工期　①及び②平成31年２月28日まで

⑹　使用する主要な資機材

①　空調室内機約200台、空調室外機約30台、昇降機２基、地下オイルタンク（７ＫＬ）１基

②　空調室内機約110台、空調室外機約40台、貫流ボイラー１基、地下オイルタンク２基（10ＫＬ、25ＫＬ）

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては熊本防衛支局総務課契約審査係に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年７月21日付熊本防衛支局長）に示す手続きに従い、奄美㉙隊庁舎Ａ（奄美地区）新設機械工事外１件に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。ただし、単体又は特定建設工事共同企業体の何れかで参加するものとし、混在しての参加は認めない。

また、工事ごとに構成員の異なる組合せによる特定建設工事共同企業体の参加も認めない。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「管」で級別の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　防衛省競争参加資格の「管」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は870点以上であること。

⑸　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成14年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造延べ面積5,500㎡以上／棟の新設建物又は改修建物の機械設備工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成14年度以降入札公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了した鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造延べ面積2,800㎡以上／棟の新設建物又は改修建物の機械設備工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できる。

また、本入札公告において申請できる監理技術者等は、同一の技術者１名とする。（本入札公告１．工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は欠格とする。）

当該一括審査に係る工事の落札が決定し、配置予定技術者がいなくなった場合は、以降に開札される工事の入札については無効とする。この場合、入札心得書第３条第10項の申し出は必要としない。

ア　１級管工事施工管理技士又は同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成14年度以降入札公告までに、完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造延べ面積2,800㎡以上／棟の新設建物又は改修建物の機械設備工事を施工した実績を有する者であること（原則、着工から完成まで従事している。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については上記の経験はもとめない。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。